C　①株式会社トラベルウエスト　②第２種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第２－596号　④株式会社トラベルウエスト　福岡県福岡市中央区天神５丁目10番22－２階　代表取締役　堀田敬　⑤本社営業所　福岡県福岡市中央区天神５丁目10番22－２階　⑥平成16年４月13日　⑨平成22年12月21日　⑩1500万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市中央区天神５丁目10番22－２階　株式会社トラベルウエスト　代表取締役　堀田敬

B　①有限会社ヒューマンリレーション　②第３種旅行業務　③沖縄県知事登録旅行業第３－250号　④有限会社ヒューマンリレーション　沖縄県那覇市安里９番地　取締役　西村宏　⑤本社営業所　沖縄県那覇市安里９番地　⑥平成17年８月19日　⑧平成22年12月27日　⑩300万円　⑪沖縄県知事　⑫沖縄県那覇市安里９番地　有限会社ヒューマンリレーション　取締役　西村宏

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 23 年１月 21 日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

A　①丸高交通公社　②第３種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第３－1108号　④髙間照子　名古屋市西区枇杷島三丁目28番26号　⑤本社営業所　名古屋市西区枇杷島三丁目28番26号　⑥平成14年８月28日　⑦平成22年12月２日　⑧60万円　⑨300万円

A　①有限会社浅間温泉観光　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－244号　④有限会社浅間温泉観光　松本市浅間温泉一丁目18番８号　代表取締役　柳沢守男　⑤本社営業所　松本市浅間温泉一丁目18番８号　⑥昭和57年11月29日　⑦平成22年11月28日　⑧60万円　⑨300万円

A　①信濃路会　②第３種旅行業　③長野県知事登録旅行業第３－480号　④田中利夫　松本市浅間温泉１丁目23番２号　⑤本社営業所　松本市浅間温泉１丁目23番２号　⑥平成17年12月12日　⑦平成22年12月11日　⑧60万円　⑨300万円

B　①株式会社ライブツーリスト　②第２種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第２－493号　④株式会社ライブツーリスト　鴻巣市吹上本町四丁目13番10号　代表取締役　野口修一　⑤本社営業所　鴻巣市吹上本町四丁目13番10号　⑥昭和63年５月13日　⑦平成22年３月16日　埼玉県知事登録旅行業第３－493号　⑧160万円　⑨1100万円

以上４件

東京都港区虎の門４丁目１番20号田中山ビルディング
社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

A　①シティカードジャパン株式会社　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－5524号　④シティカードジャパン株式会社　東京都品川区東品川二丁目３番14号シティグループセンター　代表取締役　マルコ・レヴェルディート　⑤加盟店事業部　東京都中央区晴海一丁目８番10号　⑥平成16年11月２日　⑦平成22年12月22日　⑧60万円　⑨300万円

A　①株式会社ケーアイエージェンシー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6135号　④株式会社ケーアイエージェンシー　東京都清瀬市野塩五丁目290番地12　代表取締役　岩元賢二郎　⑤本社営業所　東京都清瀬市野塩五丁目290番地12　⑥平成21年１月15日　⑦平成22年12月15日　⑧60万円　⑨300万円

以上２件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
社団法人日本旅行業協会
会長　金井　　耿

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 23 年１月 21 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①有限会社ヴァルゴ・キャピタル　②東京都知事(1)87121　③取締役　田中万里子　④東京都港区三田一丁目10番４号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都港区三田一丁目10番４号　有限会社ヴァルゴ・キャピタル　取締役　田中万里子

①株式会社毎日ビルディング　②国土交通大臣(2)7101　③代表取締役　三島誠　④東京都千代田区一ツ橋一丁目１番１号　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区一ツ橋一丁目１番１号　株式会社毎日新聞社　代表取締役　朝比奈豊

①財団法人岡山県開発公社　②岡山県知事(1)5246　③代表清算人　古矢博通　④岡山市北区蕃山町１番20号　⑤1000万円　⑥岡山県知事　⑦岡山市北区蕃山町１番20号　財団法人岡山県開発公社　代表清算人　古矢博通